

にしかつら



主な内容

- 生活運動・・・P 3
- ふるさと納税制度・・・P 4
- 国民年金のお知らせ・・・P 7
- その他のお知らせ・・・P 8～
- フォトニュース・・・P10・P12
- 行事予定・人のうごき・・・P11

Photo：出前授業

ふるさと夏まつり

日 時：8月15日（日） 午後2時より

雨天決行

場 所：西桂中学校グラウンド

「夏まつりは浴衣で行こう」

夏まつりといえば、浴衣でしょう。最近では、若者も浴衣を着る人達が多く、従来の観念にとらわれないユニークな着こなしを拝見します。浴衣は昔の人が考え出した合理的な服装ではありますが、着方は決まっておられません。ふるさと夏まつりは、さまざまな年齢層が触れ合う機会です。この場をかりて浴衣話で盛り上がりましょう。



なにより行かなくちゃならぬぞー
8月15日は、ふるさと夏まつりだー！
お祭り気分を味わおうぞー
お祭り気分を味わおうぞー



夏祭りみどころ情報

大抽選会

豪華賞品あるよ！！
豪華賞品は誰の手に！

ふあふあ登場

ダンス・バンド・フラダンス・

よさこい・太鼓演奏

大花火大会 午後8：40

みんなで踊ろう！盆踊り

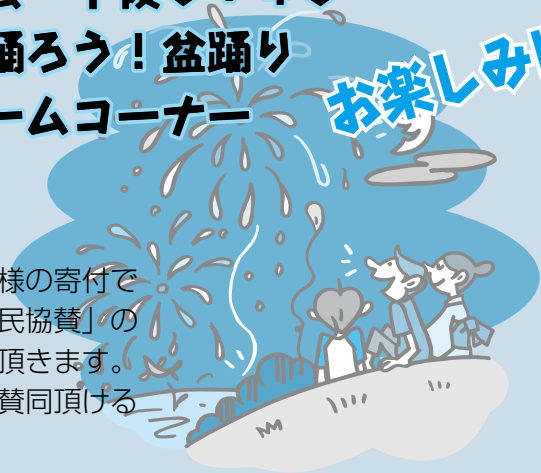
露店 ゲームコーナー

お楽しみに

花火大会の町民協賛を募集します！

夏まつり実行委員では、花火大会を多くの花火ファンの皆様の寄付で支えて頂くため、町民協賛を募集します。寄付を頂いた「町民協賛」の皆様には、お礼として寄付数に応じて優待席にご招待させていただきます。

夏まつりを皆様の力で盛り上げる為、花火大会の趣旨にご賛同頂ける方は、教育委員会（Tel 25-2941）までご連絡下さい。



あしたの西桂を創る生活運動実践項目

生活を見直す運動

冠婚葬祭等の生活様式全般を見直し、新しい生活の価値観を確立するために「真の豊かさとは何か」といった問題を真剣に問い直し、これからの時代にふさわしい生活の価値観を確立して、物心両面にわたる調和のとれた生活や社会を築いていくため「物質的には質素な生活・精神的には謙虚で心豊かな生活」の啓発を推進し、住みよい西桂を創りましょう。

重点実践項目

病氣見舞い、快気祝いの金品を自粛しましょう

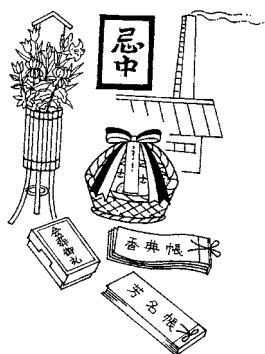
結婚披露宴はできるだけ質素に

- 披露宴はできるだけ質素にし会費制にしましょう。
- 披露宴は本人中心とし、親しい間柄の方だけにしましょう。
- 引き出物は廃止しましょう。



お見舞い、お祝いなどの見直し

- 病氣見舞い、快気祝いの金品を自粛しましょう。
- 出産、お節句、七五三、入学及び成人式等の祝いは内祝いのみとしましょう。



葬儀の内容、方法の見直し

- 一般の会葬者は香典を自粛した金額とし、供物、花輪は最大限自粛しましょう。
- 香典返しは、手拭い1枚、もしくは同程度のものとしましょう。
- 法事はできるだけ簡素にしましょう。
- 葬儀への会葬は決められた時間の中で行いましょう。
- 通夜のお返しは廃止しましょう。

あしたの西桂を創る生活運動推進協議会

町民自らが創意と活力を結集して物心両面にわたる生活向上と、社会の発展を推進するための運動を積極的に展開し、住みよい西桂の建設に寄与することを目的に活動しています。構成団体は、西桂町、西桂町議会、西桂町教育委員会、西桂町各区、レディース西桂となっています。

お問合せ先 教育委員会 社会教育担当

総務課

ふるさと西桂応援寄附金

～ふるさと納税制度のご案内～

「ふるさと西桂応援寄附金」は、西桂町を「ふるさと」と考えていただける皆様に、寄附を通じて当町が行っている様々な施策を応援していただくものです。町外にお住まいの方々に「ふるさと西桂応援寄附」について、町民の皆様の働きかけを是非お願い致します。

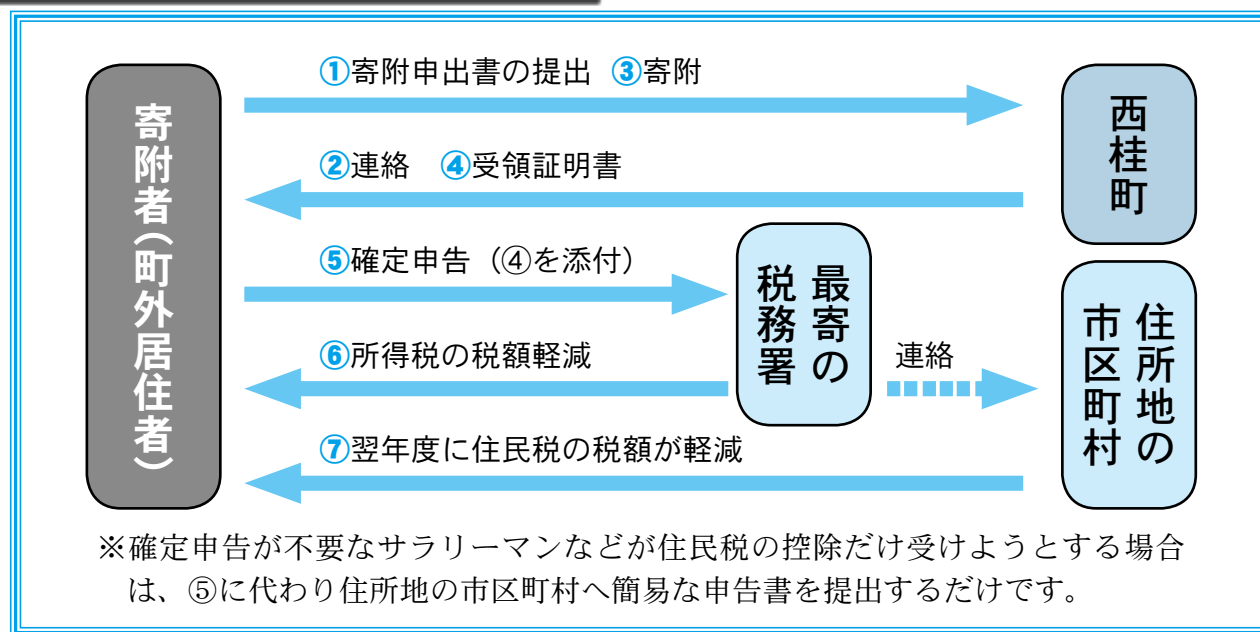
「ふるさと納税制度」とは？！

個人が地方公共団体に対して5千円を超える寄附を行った場合に、5千円を超える部分について一定限度（おおよそ個人住民税の1割の額）までは個人住民税と所得税を合わせて全額控除される制度です。西桂町にご寄附いただけますと、寄附金の受領書を添えて所得税の確定申告を行っていただくことにより、所得税の還付と個人住民税の税額控除が受けられます。

ふるさと応援寄附金は、次のメニューに活用させていただきます！

- ① 三ツ峠の環境保全
 - ② 甲州織を中心とした地場産業支援
 - ③ 小・中学校施設整備及び図書館の充実
 - ④ 都市公園整備
 - ⑤ 町民サロン管理運営
 - ⑥ ふるさと夏祭り支援
- ご指定がない場合には、町政への一般財源として活用させていただきます。

寄附（ふるさと納税）の方法は？

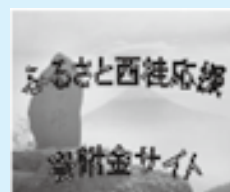


◎お問い合わせ・申し込みは 総務課 企画係まで

◎西桂町ホームページ「ふるさと西桂応援寄附金サイト」

<http://www.town.nishikatsura.yamanashi.jp/>

右のバナーを目印にアクセスして下さい!!



教育委員会

小中一貫教育

(1学期を終えて)

子どもたちは夏休みに入り、家庭や地域を中心にした生活を満喫していることと思います。この休みには、自然や動植物との触れあい、本との触れあい、人との触れあい、家族との触れあい、地域との触れあいなどを通して一回り大きく成長してほしいと思います。

さて、本年度から本格的に取り組んでいる小中一貫教育の1学期の報告をいたします。小中一貫教育の推進母体として、西桂町教育協議会という小中学校教職員の研究会があります。本年度の総会で、教職員の積極的な学び合いを進め、小中の連携を意識した各事業や研究授業を行うことや、小学校の教師が中学校に、中学校の教師が小学校へ行き学習活動を重点的に取り組むことなどが確認されま

した。

過日、山日新聞で報道されまし

たが、7月5日の5・

6校時帯

に、中学校の藤原先生が、小学校6年生に理科の授業を行

ってくれました。児童は、用意された実験を通して、

中学校で行われている授業の一端を紹介していただき、

「不思議だな、どうしてだろう」などの驚きや疑問、未知

の分野に対する興味をかきたてられたことと思います。

また、藤原先生の優しく温かい人柄に触れる中で、来

年度の中学校の授業や生活に安心感を持ったことと思

います。一方、藤原先生も、授業を通して児童と接し、

集団としての特徴や、児童一人ひとりの興味関心を把握

することができ、次年度児童を中学校に迎える時の

参考になったことと思います。

このようなコミュニケーション



ションを図ることも小中一貫教育の重要なことです。

最近の日本では、学生の理数科離れが著しく教育関係者は頭を痛めておりますが、このような授業をきっかけに一人でも、理数科の分野に興味を持つてくれる児童ができてくれることを期待しております。

小中学校教職員の9力年間の一貫した教育活動と、地域の方々のご支援の下に、郷土の自然、歴史、文化を大切にできる、賢く・逞しく・心豊かな西桂っ子の教育に全力で取り組んでいきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

西桂町教育委員会

第4回

町民ソフトバレー地区別大会

去る6月13日(日)すがすがしい初夏の陽気の中、第4回町民ソフトバレー地区別大会が開催されました。

本年度は各地区総勢13チームが集まり、熱戦を繰り広げました。

大会成績は、柿園No.1チームが2年連続で優勝しました。



福祉保健課

子育てセミナー②

『子どもの事故防止

と救急法』

9月9日の『救急の日』にちなんで、子どもの事故防止について考え、子どもの心肺蘇生法を実践してみよう!講師には、富士吉田消防署の方に来ていただきます。

当日は託児を行います。お気軽にご参加ください。

日時 平成22年9月9日(木)

午前10時~12時

場所 いきいき健康福祉

センター2F

申込み いきいき健康福祉

センター

保健係まで

TEL 25-4000

*1~3歳のお子さんがいる親子、15組まで

産業振興課

農地を借りて野菜を作ってみませんか？

現在、町の耕作放棄地（農地として再生可能な土地）は、16.8haあります。農地全体の約17%にあたります。このような農地は、放っておくと有害鳥獣の住処となったり、ゴミや産業廃棄物の不法投棄の原因ともなります。また、隣接で一生懸命耕作している方々に多大な迷惑がかかります。

そこで、町では山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業により耕作放棄地の解消を実施しております。

この事業を通じて再生された耕作放棄地は、見違えるような農地に回復されております。この農地を借りて野菜を作りたい方は、産業振興課農政担当までご相談ください。

農振の除外について

農振農用地区域は、市町村が定める農振計画において、長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域をいいます。

したがって、農用地区域内の土地は原則として転用が認められないこととなっており、例えば農地を転用するためには、農地法に基

づく農地転用許可に先立ち農振計画を変更し、その農地を農用地区域から除外することが必要となります。但し、農振から除外されても、農地法の改正により住宅等が建てられない場所もあります。

もし、自分の農地が農振法に基づく農用地区域内に含まれているかどうかわからない場合には、産業振興課産業係にお問い合わせください。

現在農振除外を希望する方がおりましたら、8月31日までに申出下さい。但し、むやみな農振除外は対象とできませんのでご注意ください。必要性・緊急性・具体性及びその農地を選定した理由が必要になります。複数候補地がある場合には、その農地に至った経緯が必要になります。

農振除外は、農地転用を伴いますので、まずは、除外する前に農振以外の農地からその転用目的を満たす条件の場所をご検討下さい。

農地の違反転用は絶対に止めましょう！

違反転用に対する罰則の強化

農地法の一部が改正されることにより、違反転用に対する罰則が次のとおり厳しくなりました。農地法83条の2・・違反転用に對する処分を定めています。

自分の農地であっても他人の農地であっても農地を農地以外に利

用する時には、農地法の許可が必要です。

農地に家や倉庫を建てたり、駐車場や資材置場として利用したりする場合は、工事を始める前に許可を受けなければなりません。これは、一時転用においても同じです。農地ではないと思っている土地でも、登記地目上農地（田・畑）となっている場合がありますので、よく確認して下さい。

農地の転用を計画される場合は、事前に農業委員または農業委員会事務局に相談して下さい。※違反転用には、転用事業者が最初から転用許可を受けることなく無断で転用する場合（無断転用）など、以下の4つの場合があります。

【違反の種類】

(1) 無断転用：転用（一時転用）許可を受けることなく無断で転用した場合

※一時転用とは、土砂搬出元が明らかでない場合、建設残土による盛土をする場合や地圧試験や地質調査を行う場合又は①・②・③の条件を満たさない場合は、一時転用許可となります。農地の所有者を含め、違反転用者には厳しい措置がとられます。

① 平均盛土厚さが1.0メートル未満であること。
② 赤道や赤道の構造等の変更や、その他に、他法令の許可等を要することがない

こと。

③ 工事に要する期間が3カ月を超えないこと。

農地を一時的に転用した場合、元に戻す必要があります。許可申請も必要です。この場合、地目変更登記はできません。あくまで一時的なものであり、元に戻すことが予定されているからです。

(2) 許可条件違反：転用許可条件に違反した場合

(3) 違反転用工事請負：違反者から転用工事を請け負った場合

※違反転用した事業者はもちろんのこと、土地所有者（地主）も違反転用者となり厳しい措置がとられます。

(4) 不許可取得：詐欺その他の不正手段により許可を受けた場合

【違反転用に対する処分】

① 許可の取り消し
② 許可条件の変更・新設
③ 工事等の停止、原状回復命令
④ その他違反を是正するための措置

【違反転用に対する罰則】

(現行法)

罰則（個人）

6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金

罰則（法人の従事者等）

300万円以下の罰金

(改正法)

罰則（個人）

3年以下の懲役または300万円以下の罰金

罰則（法人の従事者等）

1億円以下の罰金

不燃ごみの分別にご協力ください。

不燃ごみは、袋のまま出すのではなく、ビン・カン・不燃にしっかりと分けて、ごみステーションのコンテナに入れて出してください。

カンのコンテナにビンを入れることはやめてください。ビンは中を洗い、キャップははずしてください。カンは中を洗い、つぶして出してください。

コンテナの配置は設置場所が確保できるごみステーションに限られます。

また、ビン・カンはできるだけ、毎月第2土曜日の資源物回収に出してください。

問い合わせ先 環境係



税務住民課

国民年金のお知らせ

退職（失業）による 特例免除制度

厚生年金に加入していた方が20歳以上60歳未満で退職（失業）すると、役場税務住民課で国民年金の第一号被保険者になるための手続きを行い、平成22年度は月額一万五、一〇〇円の保険料を納めることになります。

一方、保険料を納めることが経済的に困難な方には、申請によって保険料の納付を免除される制度があります。

免除制度を利用すると、保険料を納めなくとも、免除された期間は次のように、①老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給資格期間の25年に算入されます。②老齢基礎年金の二分の一の年金額が保障されます。③障害基礎年金・遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。

また、免除申請する年度またはその前年度に退職（失業）した方は、特例免除制度を利用できます。この特例免除では、通常は審査の対象となるご本人の所得の状況を除外して審査が行われます。ただし、配偶者、世帯主に一定以上の所得があるときは免除が認められ

ないことがあります。※退職には自己都合退職も含まれます。

手続き

特例免除の申請には、役場税務住民課へ「国民年金保険料免除申請書」を提出（郵送可）する必要があります（申請書は役場税務住民課にあります）。手続きに必要なものは、①年金手帳または納付書などの基礎年金番号がわかるもの、②認め印、③失業していることを確認できる公的機関の証明の写し（雇用保険受給資格者証、離職票等）となっています。

被扶養配偶者の方

厚生年金加入者の20歳以上60歳未満の被扶養配偶者の方は、配偶者の退職（失業）によって、国民年金の種別が、第三号被保険者から第一号被保険者にかわり、保険料の納付義務が生じます。この被扶養者だった方も、配偶者の方が退職（失業）時の特例免除に該当すれば、免除申請をすることによって、免除が認められることになっていきます。

なお、免除された期間については、10年以内に「追納」をして、老齢基礎年金の年金額を増やすこともできます。

免除制度と追納制度の詳細については年金事務所にご相談ください。

問合せ先

大月年金事務所
0554-22-3811

建設水道課

ストップ！！不法投棄



捨てられたゴミによって道路の側溝が詰まり、水が溢れる事態となっています。

特に冬期には路面凍結を引き起こし、重大事故につながります。

ゴミを不法に捨てないで、地域の美化にご協力を！



ゴミによって詰まった側溝



側溝を詰まらせたゴミ

西桂町役場 建設水道課

0555 (25) 2121

国土交通省 富士吉田国道出張所

0555 (22) 4188

公園での花火はやめましょう

西桂町内全ての公園での花火は禁止となっています。近隣の人たちにとっては騒音になったり火災の原因にもなりまうので絶対に公園では花火をしないようにして下さい。ルールを守りきれいな公園を心掛けましょう。



地上デジタル放送受信の準備をお急ぎ下さい。

電話 デジサポ山梨（総務省山梨

県テレビ受信者支援センター）

055-213-2200

地上アナログ放送は平成23年7月24日で終了します。デジサ

ポ山梨は、地上デジタル放送について皆様の相談や質問にお答えします。

受付時間 午前9時～午後9時（土

日祝日は午後6時迄）お気軽にお問い合わせください。

地上アナログ放送の終了

2011年（平成23年）7月24日までに今までのテレビ放送（地上アナログ放送）は終了します。

それ以降は、アナログテレビをお使いの方は、そのままではテレビ放送（地上デジタル放送）を見ることができません。

山梨県ではデジタルテレビ等の世帯普及率が全国平均を下回っていることから、アナログ放送停波の時期が近づくほど各世帯の対応が集中する可能性があります。

早めの準備をお願いします。

地上デジタル放送を

視聴するには

1. 地上デジタル放送対応のテレビに買い替える

2. 現在お使いのテレビに地上デジタルチューナーを買い足す（アンテナ、CATV両者対応可能）

3. 現在お使いのテレビにケーブルテレビ専用の受信機器（STB：セットトップボックス）を設置する（詳細はご加入のCATVにご確認ください）などの対応が必要です。

難視聴対応も早期に

お願いします

これまで放送局・総務省などが連携し、地上デジタル放送のための中継局整備を進めてきましたが、自主共同受信施設の地デジ改修の遅延や、アンテナにより受信している家で地デジを視聴できるかが課題となつていきます。

特に山梨県内の山間地に居住していて、自宅でアンテナによりテレビを視聴している方は、アナログ電波は届いていても、地上デジタル放送電波は届かないおそれがあります。早期のご対応をお願いします。詳しくは、左記へお問い合わせ願います。

デジタル放送に関する

お問い合わせ先

総務省地デジコールセンター
（地上デジタル放送について）

電話 0570-07-0101

055-213-2200

（山梨事務所）

平日

9時～21時

土曜日・日曜日・祝日

9時～18時

第25回下水道まつりの

お知らせ

地域の皆様の下水道事業に対するご協力に感謝するとともに、下水道への理解と関心を深めていただくため、9月の「下水道の日」の行事の一環として、毎年下水道まつりを行っています。今年は富士北麓浄化センターを会場として「第25回下水道まつり」を行います。

どなたでも楽しみながら下水道のことが学べるように、たくさん催し物を用意しましたので、ご近所お誘い合わせの上、ぜひご来

場ください。

・日時 平成22年9月11日
（土）午前10時～午後2時（雨天決行）

・場所 富士北麓浄化センター（富士吉田市下吉田4166番地（駐車場あり））

・催し物 下水道施設見学会、下水道教室、魚のつかみどり、木工体験学習会、来場者記念特製パンなどの無料配布、花の苗の販売、お楽しみ抽選会、来場記念品プレゼントなど

・お問い合わせ先

0555-22-2259
（富士北麓浄化センター）

富士五湖聖苑から

のお知らせ

富士五湖聖苑は火葬炉設備等保守点検のため、次の日程で休苑とさせていただきます。左記のとおり、火葬及び斎場の使用ができませんのでご了承ください。

火葬

平成22年8月17日（火）
1日間

斎場

平成22年8月16日（月）
～17日（火）にかけての
通夜・葬儀
平成22年8月17日（火）
～18日（水）にかけての
通夜・葬儀

※斎場に関しては葬儀日程により使用できる場合もあるのですが、使用したい場合は富士五湖聖苑までお問い合わせください。

富士五湖広域行政事務組合
富士五湖聖苑

8月は経済産業省主唱の
電気使用安全月間です

電気は
正しく安全に
使いましょう！

ぼくは
安全エレちゃん

財団法人 関東電気保安協会
http://www.kdh.or.jp

平成 22 年度 自衛官等募集案内

募集種目	資格	受付期間	試験期日	募集種目	資格	募集期間	試験期日
陸・海・空 自衛官候補生 (任期制)	18 歳以上 27 歳未満の者	8 月 1 日 ～ 9 月 10 日	男子 受付時にお知 らせします。 女子 9 月 26 日 ～ 9 月 29 日	防衛大学校	推薦 高卒 (見込み含) 21 歳未満の者 高等学校長の 推薦等が必要	9 月 6 日 ～ 9 月 9 日	9 月 25 日 ・ 26 日
陸・海・空 一般曹候補生			1 次試験 9 月 18 日		一般 高卒 (見込み含) 21 歳未満の者	9 月 6 日 ～ 10 月 1 日	1 次試験 11 月 6 日 ・ 7 日
海・空 航空学生	高卒 (見込み含) 21 歳未満の者		1 次試験 9 月 23 日	防衛医科大学校		9 月 6 日 ～ 10 月 1 日	1 次試験 10 月 30 日 ・ 31 日
看護学生 (男・女)	高卒 (見込み含) 24 歳未満の者	9 月 6 日 ～ 10 月 1 日	1 次試験 11 月 20 日	高等工科学校	中卒 (見込み含) 17 歳未満の者	平成 22 年 11 月 1 日 ～ 平成 23 年 1 月 7 日	1 次試験 平成 23 年 1 月 22 日

問合せ先：自衛隊山梨地方協力本部 大月地域事務所

住所：大月市御太刀 2-8-10

電話：0554-22-1298

「深城ダム 夏休みイベント」 開催について

ダムの役割を知っていただ
き、水の大切さを考えていた
だために、「ボート乗船会」
と「ダム内見学会」を深城ダ
ムにおいて開催します。

「ボート乗船会」

○日程
8月8日(日) 10時～15時
(雨天中止)
○内容
・ダム湖をボートで1周

「ダム内見学会」

○日程
8月22日(日) 9時～16時
(雨天決行)
○内容
・ダム内部の探検(ダムの
中は気温11℃でひんやり)
・ダムの働きについてのビ
デオ上映
・随時実施(予約不要)

○場所

山梨県深城ダム管理事務所
大月市七保町瀬戸2308-111
○申込み・お問い合わせ先
0554-24-7062
午前9時～午後5時(土日祝日を除く)
○ホームページ
<http://www.pref.yamanashi.jp/damu/ky/index.html>



ボート乗船の様子

米トレーサビリティ法 がスタートします

米・米加工品の取引等に関
する記録と保存及び産地情報
の伝達が義務付けられます。

●記録(帳簿又はパソコン) 対象品目

米穀 米粉等の中間原材料
米飯類 もち だんご 米菓
清酒 単式蒸留焼酎 みりん
対象事業者

生産者及び対象品目の販
売・輸入・加工・製造等

記録事項

を行う方
品名・産地・数量・取引
年月日・取引先名・搬出
入の場所等を記録し、3
年間保存してください。

※記録事項がすべて記載さ
れている納品書を保存す
ることで対応可能です。

施行日

平成22年10月(産地記録は
平成23年7月)

●伝達 事業者間の伝達

対象品目を譲り渡す場合、伝

票等又は商品の容器・包装に産
地の記載が必要になります。
一般消費者への伝達

対象品目商品の包装に産
地情報の記載、外食店等で
米飯類を提供する場合には
メニューに産地情報の記載
等が必要になります。

施行日

平成23年7月
詳しくはお問い合わせせ
ださい。

農林水産省関東農政局山梨
農政事務局

☎0555(226)6615

児童館活動報告

6/19 ステンシル

コースター、ハンカチにステンシルをして楽しみました。紙コースターに練習をして力加減の調節などを把握した上で取り組み、その色具合がとてもきれいに仕上げられていました。父の日のプレゼントを作るほほえましい姿も見る事ができました。

7/3 作ってあそぼう

傘袋を使ってロケット作りをしました。袋に絵を描いたり羽など飾りを付けて飛ばしました。

母親クラブ

6/18

今月は紙芝居と新聞紙を使って遊びました。普段しない“新聞紙やぶり”はとても楽しくみんな夢中でしました。
・8月20日(金)・10時・いきいき健康福祉センター・かき氷作りを予定しています。

7/7

地域子育て創生事業・アグリキッズ(幼児親子農業体験)

ナスに3本の支柱を立てシュロ縄で縛り、肥料をあげました。木に負担をかけないようにナスをあまり大きくしない等を教えて頂き、それぞれがネームプレートを付けました。ピーマンが大きくなっていますが、きれいな色がつくまで少し我慢して取っておく事にします。畑の草が気になっていたのですが…鹿糠さんに手入れをして頂きいつもきれいな状態で作業ができます。日頃コツコツと通っているお母さん方もいますが、少し行

かないとオバケになっているキュウリやナスも皆で収穫して楽しみました。町民グラウンド駐車場手前の畑です…皆さんの応援を宜しく願います。来月は8月11日(水)楽しい収穫体験を予定しています。お手伝いできる方がおりましたらご協力下さい。
児童館 25-2941 新田・矢光まで

6/26

地域子育て創生事業・親子体験教室

《大月葛野川地下発電所見学》

小学生17名・中学生2名・保護者11名に参加して頂きました。道の混雑もなく大月に早めに着いたので、猿橋を見に行きました。水面からの高さ31mの橋から下を恐る恐るのぞきこみその高さに本当に足がすくむ思いでした。葛野川PR館では発電の仕組みを勉強し3D映像のミニシアターを見ました。そこから専用バスに乗り換え深城ダムを渡り山道を進むと鹿がお出迎え、バスを止めて車中よりご挨拶…発電所の専用トンネルを5km地下500m下り子ども達はインディ・ジョーンズを大合唱〜♪18度の肌寒い中で世界最大級の有効落差714mを誇る巨大な揚水式水力発電所の説明を伺い、この地下にどれ程の年月と労力がかかったのだろうか…その後葛野川ダムを見学、こんな所に?こんな道を通って行くのか…?普段なら躊躇してしまう様な道でした。午後は勝沼のぶどうの丘・ハーブ庭園を散策し試食や試供品の説明を楽しみました。テスト前の中学生菅谷君・羽田君には色々協力をしてもらいました。ありがとうございました。



保育所

園外保育

6月18日(金)、26日(土)園外保育があり、年長児は手作りお弁当を持ち、「桂川公園」まで歩いて行きました。公園内でフォークダンスやパラバルーン、レクリエーションを楽しみ、十分体を動かした後は楽しみにしていたお弁当の時間。お家の方が作ってくれたお弁当を笑顔で食べていました。年中、年少児は大型バスに乗り、富士河口湖町の「ちびっこ広場」に行きました。レクリエーション遊びやアスレチック遊具でたくさん遊んで大喜びでした。緑の芝生の上でおいしくお弁当をいただきました。つぼみ園つくし組は、親子で「恩賜林公園」に行き、ふれあい遊びをたっぷりし、おやつをいただいてとても楽しい充実した日となりました。

お泊り保育

7月2日(金)、3日(土)年長児お泊り保育が行われました。今年は3年目となる畑の取り組みを活かし、食育に重点をおいてのカレー作り。自分達で育てた野菜を収穫し食事を作り、食べる喜びや感謝の思いでいっぱいでした。夜には、いつもの散歩コースをナイトハイク・ウォークラリーで楽しみ、いつもとは違う発見もあり大興奮の一夜でした。保育所の慣れた環境でのお泊り保育ということもあり、子ども達はとても安心して眠ることができました。元気いっぱいお友達と協力し、助け合った2日間を過ごし、ちょっぴり成長した姿を見せてくれたことが、何よりうれしいことでした。

プール開き

7月5日(月)プール開きを行いました。仮園舎でのプール設置の希望が叶い、子ども達はとても喜んでいました。この季節にしかできない遊びをたくさんして、思い出いっぱいの夏を過ごしていく予定です。

写真は12ページの「フォトニュース」!

人口と世帯

平成22年7月1日現在

男 2,319 人 (-10)
女 2,430 人 (-3)
合計 4,749 人 (-13)
世帯 1,508 世帯 (-3)

6月届出

本町 倉見 倉見
渡権 関高 川村
邊守 戸橋 村
正太郎 朔光 勝造
喜志 清衛 正一
親族
みね子

おくやみ (死亡)

小高 志橋
宮島 村本
花泰 美有
梨弘 香途
東京 倉見
都 見

おしあわせに (婚姻)

下暮 倉見 倉見
地見 古林
前田 内
真ま 真ま 夕々
里り 鳳お 愛あ
英彦 裕貴 喜伸
保護者

おめでた (誕生)

慶弔

8月・9月上旬 行事予定表

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
8月 1	2	3 ●献血 am10:00~pm3:00 (いきいき健康福祉センター)	4	5 ●自然体験キャンプ	6 ●自然体験キャンプ	7 ●中学校図書館一般開放日 am10:00~pm3:00 ●児童館休館
8	9	10 ●2歳児相談 pm1:15~ (いきいき健康福祉センター)	11 ●ふれあい健康相談 am10:00~12:00 (ふれあいサロン三ツ峠) ●ひよこ学級 am10:00~12:00 (倉見・畑)	12	13	14 ●児童館休館
15 ●ふるさと夏祭り pm2:00~ (西桂中学校グラウンド)	16	17 ●育児学級 am10:00~12:00 (いきいき健康福祉センター)	18	19 ●のびのび広場 am10:45~11:15 (いきいき健康福祉センター)	20	21 ●資源化物回収 am7:00~ ●中学校図書館一般開放日 am10:00~pm3:00 ●児童館事業 am10:00~12:00 (いきいき健康福祉センター)
22	23	24 ●育児学級 am10:00~12:00 (いきいき健康福祉センター)	25 ●ふれあい健康相談 am10:00~12:00 (ふれあいサロン三ツ峠) ●乳児健診 pm1:30~ (いきいき健康福祉センター)	26 ●いきいきパワーアップ健診 am8:30~10:00 (いきいき健康福祉センター)	27 ●いきいきパワーアップ健診 am8:30~10:00 (いきいき健康福祉センター)	28 ●児童館事業 am10:00~12:00 (いきいき健康福祉センター) ●西桂町総合防災訓練 (町内)
29	30	31	9月 1	2	3	4 ●中学校図書館一般開放日 am10:00~pm3:00 ●児童館休館
5	6	7	8 ●ふれあい健康相談 am10:00~12:00 (ふれあいサロン三ツ峠) ●ひよこ学級 am10:00~12:00 (倉見・畑)	9 ●子育てセミナー am10:00~12:00 (いきいき健康福祉センター)	10	11 ●児童館事業 am10:00~12:00 (いきいき健康福祉センター) ●資源化物回収 am7:00~
12	13	14	8月の納税 ●町県民税 第2期 ●国民健康保険税 第2期 ●介護保険料 第2期 ●後期高齢者医療保険料 第2期			

広報に関するご意見・ご感想・ご質問は

TEL: 0555-25-2121 FAX: 0555-20-2015
E-mail: kouhou@town.nishikatsura.yamanashi.jp



